

2022年度東京都予算編成に関する提案

生活クラブ生活協同組合・東京

東京の農業を守り育てる

1. 多面的価値を有する都市農業の推進を進め、東京都の自給率をあげる施策の推進

- (1) 都市農業の農地・担い手を確保するため、農業体験型農園など消費者を生産する側にまきこみ、ともに都市農業を推進するしくみづくりをすすめてください。
- (2) 農家の高齢化と担い手不足の課題から農地を手放す事例が懸念されますが、生産緑地を確保するために生産緑地買取・活用支援事業予算の活用と、生産緑地と新規就農者へのマッチングを強化し、都市農業を継続できる施策をすすめてください。
- (3) 都内で作られたものを都内でしっかり食べていくための流通のしくみづくりと、都民が都市農業の価値を知り、地場の野菜を選択できるよう都市農業のアピールを展開してください。
- (4) CO₂排出削減・環境負荷軽減という面からも、有機農業の必要性がさらに高まり、国では「みどりの食料システム戦略」が策定されました。東京都でも有機農業推進計画を設けて課題の整理・方針を定めている点を評価しますが、都内で有機農業に取り組んでいる経営体は681経営体で都内全体の約13%にとどまっています。(出典：東京都産業労働局農林水産部 令和3年4月発行 東京都有機農業推進計画より) 有機農業を始める際のハードルを取り除き、東京都として2050年までに有機農業の取組面積の割合を25%に拡大することをめざし、ロードマップを作成し予算化してください。
- (5) 農福連携の取組みは、農の担い手確保や、障害を持つ人の就労・活躍の場として期待されますが、推進していくためには当事者への多様なサポートが欠かせません。現場の実践の課題を聞き取り、解決のための人的・資金的な補助のしくみづくりをすすめてください。

2. 学校給食に都内の有機野菜を使用できるようなしくみづくり

- (1) 学校運営にかかわる教育庁と連携を強め、子どもや保護者に対して都市農業への価値を学ぶ食育の機会を増やし、都市農業に寄与する施策をすすめてください。
- (2) 学校給食での地場産物の使用は小学校では95%、中学校では89%と取組みがひろがっていますが、通年での取組みには課題があり、また有機農産物の取組みとなると小学校で7% (特別栽培農産物では25%)、中学校では6% (特別栽培農産物では23%) と更に利用率が低いのが実態です。(出典：令和2年度東京都における学校給食の実態より) 都内で生産された有機農産物を学校給食に優先的に卸すことで、都内での有機農業に取り組む人を増やすとともに、子どもたちの食の安全につなげられるようしくみづくりを進めてください。

3. 遺伝子組み換え食品・ゲノム編集食品への対応

- (1) 国の定める「みどりの食料システム戦略」ではスマート育種システムとしてゲノム編集作物の開発を進めるとありますが、多角的かつ長期的なリスクに関する情報が十分に公開されることなく、経済効果だけを重視した商業化が進められることはあってはならないと考えます。国の方針に追従するのではなく、東京都として消費者、農業従事者を交えた意見交換の場を設け、都としての方針を定めてください。
- (2) すでにゲノム編集トマト苗が流通しており、今後はゲノム編集タイの流通も見込まれています。しかし、いまだ表示の義務化・法制化が整っていません。消費者・生産者が自分の意志で食べるもの・つくるものを選択できるよう、東京都がリーダーシップをとって表示の法整備をすすめてください。

地域福祉

1. 子ども・子育て支援

保育従事職員宿舎借り上げ支援事業

- ・ 保育士確保における必要な事業であることから、引き続き国に対して予算要求いただくことと、補助条件の変更による減額にあたっては、都からの補てんを要望します。
- ・ 遠方に住む人が借り上げ支援事業により採用に繋がり、園運営が安定した実態もあります。人材確保の困難性の低下による見直しの必要性にあたっては、事業者にはヒアリングする等の状況を把握の上で検討をお願いいたします。

2. 生活困窮者支援

- ・ 一人親世帯や生活困窮者、ならびに支援する団体に対して、包括的な支援を要望します。
- ・ コロナ関連対策で、原資の一部を自治体が負担する助成事業がある場合、確実に実行するよう都から自治体に働きかけを要望します。
- ・ 生活困窮者に対して、支援の窓口が縦割りではなく横断的になるような体制を要望します。

3. 子どもの育ち・参加の促進

- ・ 東京都子ども基本条例の第十条（こどもの意見表明と施策への反映）、第十一条（こどもの参加の促進）について、子ども子育て支援総合計画などの諸政策への反映にあたっては、パブリックコメントで都民の意見を寄せたうえで策定することを要望します。

エネルギー・省エネ政策

1. 気候危機が進行する中、日本各地で大規模災害が頻発しています。この状況を止めるため、再生可能エネルギー推進を軸とし脱炭素社会を加速させるエネルギー政策を推進してください。

- (1) 都では、2030年までに再生可能エネルギー割合50%を目標としていますが、脱炭素化を確実にするため、再生可能エネルギー100%を目標とし、再生可能エネルギーへの移行に取り組む自治体・民間団体を支援してください。
- (2) 日本で最も大きい自治体として、化石燃料事業、石炭事業、原発事業からの投資撤退（ダイベストメント）を進めてください。化石燃料及び原発関連企業への投融資を停止・撤退し、再生可能エネルギー開発への転換を促してください。
- (3) 都では新エネルギーとして水素発電の活用を進めていますが、現状では水素をつくる際は石炭系のエネルギーが使われています。令和3年度予算では、再エネ由来水素活用促進について新規の予算提案がされていますが、この施策をさらに進め、再生可能エネルギーでつくられたグリーン水素の本格活用と、その大前提である再生可能エネルギーの普及に力を入れてください。
- (4) 地産地消型再生可能エネルギー導入拡大事業を加速させるために自家消費型再生可能エネルギー発電等設備及び再生可能エネルギー熱利用設備を設置する民間事業者・個人への支援を拡充するとともに、必要な際に都民が活用できるよう更なる広報・周知活動を進めてください。

2. 脱プラスチックの政策をさらに進めてください。

- (1) 使い捨てプラスチックに依存しない新たなビジネスモデルの促進に力をいれ、大規模事業所と連携し推進してください。好事例は積極的に取り入れ、さまざまな業種・場面で活用できるよう都が先頭に立ち、予算整備などを進めてください。
- (2) 衣料洗剤・柔軟剤などに使用される香料を内包するマイクロカプセルの壁材から出るプラスチック破片が、人への健康被害だけでなく土壌や海洋のマイクロプラスチック

ック汚染の原因となっています。マイクロカプセルの使用についても規制を進めてください。

3. 有害化学物質への対策を強化してください。

- (1) 有害化学物質対策の推進として、環境中の有害化学物質から人体へのばく露の影響を調べるバイオモニタリング制度の制定を求めます。定期的なモニタリングにより、人体に悪影響のある化学物質に対して法規制などの対策を進められるようにしてください。
- (2) 有機フッ素化合物 PFAS について、東京都ではすでに取水口の定期検査を行ない情報公開し、濃度の高い井戸からの取水を停止するなどの対策を進めている点を評価します。しかし、日本国内ではまだ PFAS に関する規制値がなく、東京都でも暫定的にアメリカの基準を参考にしているに過ぎません。PFAS の毒性はまだ研究途上であることも考慮し、さらに低い基準を設けるよう国に求めるとともに、環境中に放出される PFAS の総量を減らせるよう、規制を進めてください。
- (3) 洗濯用洗剤・柔軟剤などに含まれる香料に含まれる化学物質により、めまいや吐き気、思考力の低下などを訴える人が増えています。都民の健康を守るため、都として香害の実態を調査し、対策に取り組んでください。

新型コロナウイルス感染症拡大で影響を受けている中小事業者対策の強化

新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかわる緊急事態宣言などによって、経済の縮小が地域の高齢者・障がい者を含む介護・福祉、そして子育て支援など、多様な中小事業者を直撃しました。また法人税を納めているにも関わらず、「人格なき社団」を理由に対象から外されるところも出ています。

国の月次支援金の対象とならない売上高が 30%以上 50%未満減少した事業者について、都が独自に給付するしくみ（東京都中小企業者等月次支援給付金）について評価しますが、引き続き経営が厳しい中小企業に対し、支援対策をさらに強化してください。

「人格なき社団」として事業を営み納税義務を果たし、地域に貢献し地域課題を解決するための非営利の任意団体が倒産のリスクに晒されています。これらの団体も持続化給付金の支給対象に加えられるように、国にはたらきかけてください。

生協の宅配車両の配達中の駐車規制について

生協の配送事業に大きな影響を与えている道路交通法にもとづく駐車規制に関して、抜本的な緩和措置が講じられるよう以下を要望します。

- (1) 荷さばき時間に配慮した見直し、規制強化地域における駐車スペースのさらなる増設、生活道路における駐車取り締まり基準を緩和すること。
- (2) 特に、駐車取り締まりの件数が突出している千代田区、中央区、港区、江東区、渋谷区、新宿区における駐車取り締まりの実態や要因を明らかにして対策を講ずること。
- (3) 2019 年度より、荷捌き用の駐車スペースが増設されているが、特に大規模集合住宅地の周辺を中心に増設を継続すること。
- (4) コロナ禍の収束が見通せない状況の中、緊急事態措置やまん延防止等重点措置などが発令されている期間については、臨時的な措置として荷下ろしに要する一定の時間の緩和措置を講ずること。
- (5) 東京都内の駐車取り締まりは、近隣県と比較して突出して多い実態がある。都内における駐車取り締まりの実態と課題を共有し、駐車規制緩和措置が一層すすむよう東京都、警視庁、関連事業者等を含めた協議会の設置を検討すること。

以上